

令和6年能登半島地震に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない場合は、応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

本地震発生の時点で被災地域内の事業で勤務していた方について、

○災害により休業した場合

○災害により一時離職した場合

に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

针对令和6年能登半岛地震而采取的 雇用保险失业津贴的特例措施的实施

1 如果不能前往职业安定所时，可以更改“失业认定日期”。

由于受此次地震的影响，无法在规定的失业认定日前往职业安定所，可以将失业认定的日期更改为能前来的日期。（无需提前通知或递交无法前来的理由书等的资料）

无法在失业认定日前来的人员，可以截止到前来职业安定所的前一天为止，接受一次性失业认定受理。

※在不得已的情况下，即使无应聘等求职活动的记录也能领取失业津贴。

2 在其他职业安定所也可以办理失业认定手续。

如果因此次地震而导致交通中断或因到偏远地区避难，无法前往居住地管辖的职业安定所时，可到其他职业安定所办理失业津贴的领取手续。

※在办理手续时，即使没有必要的确认资料也可办理领取手续。

3 提供“灾害时雇用保险的特例措施”。

在此次地震发生时，在受灾地区的企业工作的人员，

- 因灾害而停工
- 因灾害而暂时离职

出现以上情况，本人可以享受雇用保险的基本津贴的特例措施。

※在利用此制度时的注意事项

对于利用此特例措施并已领取基本津贴的人员，在停工或暂时离职后，即使重新回到原单位复工并取得雇用保险被保险者资格，也不能将此停工或暂时离职期间作为雇用保险被保险者的期间进行累加。

如果想了解详细内容或遇到困难的话，请咨询职业安定所或劳动局。